別紙1

訪問看護ステーション出向支援事業実施要領

1　目的

病院などの看護師が地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事することで、医療介護の連携強化及び早期退院支援・在宅療養支援の実践能力の向上を図る。

2　目標

＜訪問看護ステーション＞

（1）出向元の病院との連携強化を図る
（2）病院看護師の訪問看護への理解を促進する
（3）訪問看護のニーズ拡大を図る

＜病院＞

（1）退院調整・在宅復帰支援機能の強化を図る
（2）看護師が在宅療養支援の実際を学ぶ
（3）院内の看護ケアや退院支援機能の強化を図る

3　事業内容

病院の看護師が地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護を行うための次の事業を行う。

（1）事業周知・ニーズ調査、マッチング、事業評価等の実施

北海道看護協会に「訪問看護ステーション出向支援コーディネーター」を配置し、事業周知、出向元施設および出向先施設に対するニーズ調査、職員の出向を希望する病院と受け入れる訪問看護ステーションのマッチング、実施中のモニタリング、実施後の評価等の事業を行う。

（2）病院看護師の訪問看護ステーションへの出向支援

別表のとおり、病院看護師が一定期間訪問看護ステーションに出向し、退院支援や訪問看護等に必要な知識や技術を習得するとともに、実務を通じて訪問看護への理解が得られるよう、訪問看護ステーションに対し、技術指導に係る謝金を支払う。

なお、病院ーステーション間でマッチングが成立した場合、在宅医療連携体制構築・定着を確かなものとするため、同一機関間での事業実施は 2 年間継続できることとする。但し、短期タイプを繰り返す場合はこれに該当しない。

（3）成果報告会の開催

出向元施設および出向先施設双方で得られた成果や課題を整理した上で報告会を開催し、全道および実施圏域内への普及を目指す。

4　事業の主な手順

（1）訪問看護ステーション出向支援検討会議の開催
（2）事業周知、出向元施設および出向先施設に対するニーズ調査
（3）マッチング・面談等
（4）契約に向けた調整（給与、保険、補償、職務規程、休暇等）
（5）契約
（6）出向開始（出向期間中のモニタリング、出向職員との面談等）
（7）事業評価
（8）成果報告会等の開催

ア　実施圏域報告会（3次医療圏単位）
イ　全道域シンポジウム（地域ケアシステムにおける看護職等連携シンポジウム）

別表

	出向期間	STへの謝金 （1月単価）	原則的な活動方法
短期タイプ	2週間以上1ヶ月以下	約 5万円	同行訪問中心
長期タイプ	2ヶ月以上3ヶ月以下	約10万円	1カ月目　同行訪問 ２～3カ月目単独訪問

別紙２

訪問看護ステーション出向支援事業出向基準

１　基本的な考え方

（1）本事業では、在籍型出向により、看護師が病院・訪問看護ステーション双方との労働契約のもと、一定期間訪問看護に従事することとする。

（2）同一法人内の出向は、本事業の対象としない。

（3）原則、出向者の通勤可能圏での出向とする。

２　病院(出向元)の要件

（1）当該事業の目的を理解した上で、看護職員を地域の訪問看護ステーションに出向させる目的・意向が明確であること

（2）出向看護師の目標を明確にできること

（3）本事業終了後も出向先の訪問看護ステーションと看護連携する予定があること

（4）出向看護師の要件

ア　自立して看護を実践できる者

イ　訪問看護に興味がある者

３　訪問看護ステーション(出向先)の要件

（1）当該事業の目的を理解した上で、病院の看護職員を受け入れる意向が明確であること

（2）24時間対応体制加算を算定していること

（3）原則、看護職員数（常勤換算）が 3.5 人以上であること

（4）出向看護師の目標を達成できる教育・支援体制ができていること

（5）本事業終了後も出向元病院と看護連携する予定があること